

早稲田大学大学院社会科学部

博士学位申請論文審査要旨

学位名称	博士（学術）
申請者氏名	高島 和哉
専攻・研究指導	地球社会論専攻 社会思想研究指導
論文題目	功利性と言語 Utility and Language
論文副題	ベンサムの功利主義思想研究 A Study on Bentham's Utilitarian Thought

博士（学術）学位申請論文審査要旨

高島和哉

功利性と言語

—ベンサム功利主義思想研究—

[1] 主題と概観

本論文は、イギリスの思想家ジェレミー・ベンサム（1748-1832）を取り上げ、その功利主義思想の実像を明らかにしようとしたものである。具体的には、ベンサムの言語論、論理学、心理学理論、倫理学理論、法理論、政治理論などの内容・特徴を考察することによって、これまでのベンサム研究や理解の不備・誤解を指摘し、ベンサムに対してなされてきた批判・非難の誤りを糾して、ベンサム思想の実像を解明しようというのである。周知のように、ベンサムの功利主義は、イギリスをはじめ近代化を推し進めてきた日本を含む多くの国々の指導者や知識人に大きな影響を与えたが、他方では、有力な思想家や社会学者たちの厳しい批判に晒されてきた。例えば、19世紀には、K・マルクスやJ・S・ミルなどによって、20世紀に入ると、G・E・ムーア、J・M・ケインズ、J・ロールズ、F・A・ハイエク、M・フーコーなどによって批判され、1970年代初めには、ベンサムの功利主義は「早晩消えていかざるをえない」（B・ウィリアムズ）という評さえ出るほどだった。だが近年、ベンサム再評価の気運が国の内外で徐々に高まってきている。何故、ベンサムの思想が受け入れられず、多くの批判に晒されることになったのか。その理由としては、第1に、文章が晦渋ということもあって、ベンサムの著作自体が余り読まれてこなかったという事情がある。また、研究者の多くも、一部の専門家を除けば、著述目的が限定されている『道徳と立法の諸原理序説』にのみ依拠してベンサムを論じてきたので、ベンサム思想の特質はもとより、その全体像が明らかにされてこなかった。第2に、多くの人々のベンサム理解が、上述のようなベンサムに批判的な思想家たちの言説を通してなされてきたという事情であり、そのため、ベンサムについてネガティブなイメージが付き纏うようになった。だが二十数年前から、こうした状況に変化が現れ、ベンサム思想再検討の動きが始まり、そしてベンサム研究が進むにつれて、ベンサムへの再評価も見られるようになってきた。そうした変化を促したのは、何よりも、1968年から新版『ジェレミー・ベンサム著作集』（全70巻、既刊32巻）が次々に刊行されてきたことである。この新版の『著作集』は、旧版の『著作集』（全11巻）に比べ、厳密な文献考証に基づいて編まれていて、しかも格段に読み易くなっているので、多くの研究者を引き付け、ベンサム研究を著しく進展させた。その結果、従来のベンサムに対する批判の多くが、文献上の不備などによる誤解であることが明らかになり、また従来考えられなかったベンサムの多面的で洗練された思想が見出されてきたのである。本論文はそうした最近のベンサム研究の動向を逸早く捉え、新版の『著作集』に依拠し、P・スコフィールドなどの最新の研究を踏まえ、執筆者独自の視点から行ったベンサム研究である。その独自の視点とは、特にベンサムの言語論に注目し、それに基づいて展開された論理学とともに、ベンサム思想の哲学的基礎の核心に位置づける視点である。その視点によっ

て、ベンサムの複雑な思想を統一的に捉え、また、これまでベンサムの諸理論—心理、倫理、法、政治などの理論—に対してなされてきた様々な解釈や批判の真偽を再吟味しようという訳である。このように本論文は、最近のベンサム研究を踏まえつつ、独自の視点からベンサム研究の再構築を企て、ベンサム思想の実像を明らかにしようとしたものである。

[2] 論文の構成

目次

序論

第一部 ベンサム思想体系の哲学的基礎

第1章 ベンサムの言語論と論理学

- 1.1 〈方法〉の改革者
- 1.2 科学方法論としての論理学
- 1.3 哲学的前提をめぐる問題
- 1.4 言語論のプラグマティズム的含意
 - 1.4.1 パラフラシス
 - 1.4.2 実体の分類
 - 1.4.3 現実的実体とフィクション的実体の関係性
 - 1.4.4 認識の発展を支えるフィクション
 - 1.4.5 言語の論理的歴史
- 1.5 ベンサムの科学観と科学方法論

第2章 ベンサムの快楽主義心理学と功利主義倫理学

- 2.1 快楽主義心理学
 - 2.1.1 快苦に対する人間の従属
 - 2.1.2 それは「利己主義的」理論か？
 - 2.1.3 動機の種類と快苦の源泉
 - 2.1.4 「最良の判定者」テーゼと人間の不合理性をめぐる洞察
- 2.2 功利主義倫理学
 - 2.2.1 「功利性の原理」のパラフラシス的説明
 - 2.2.2 「ヒュームの功利主義」に対する批判
 - 2.2.3 原理の名称と定式の変遷
 - 2.2.4 「功利性の原理」の正当性
 - 2.2.4.1 「禁欲主義の原理」に対する批判
 - 2.2.4.2 「共感と反感の原理」に対する批判
 - 2.2.4.3 「功利性の原理」は万人にとって同意可能な原理か？
 - 2.2.4.4 「快楽—苦痛」の量は万人にとって検証可能な基準か？
- 2.3 快楽主義心理学と功利主義倫理学の関係性

第3章 ベンサム言語論の思想史的考察

3.1 「言語論的転回」の先駆者か？「プラグマティズム的転回」の先駆者か？

3.2 ベンサム言語論成立の思想史的背景

3.2.1 ベーコン

3.2.2 ロック

3.2.3 コンディヤック

3.2.4 トウック

3.3 ベンサム言語論の独創性

第二部 ベンサムの「法の科学」と「自由な国家」の構想

第4章 ベンサムの「批判的法学」とコモン・ロー批判

4.1 18世紀後半のイングランド法の状況と法学者ベンサムの課題

4.2 「批判的法学」と功利性の原理

4.2.1 法の功利性、周知性、明示された合理性

4.2.2 「誠実」の義務とベンサム版「自由の原理」

4.2.3 立法の4つの副次的目的

4.2.4 ベンサム立法論のリベラルな性格

4.3 ベンサムのコモン・ロー批判

4.3.1 コモン・ロー理論に対する批判

4.3.2 コモン・ローという法の形態に対する批判

第5章 ベンサムの「普遍的法学」と論理学

5.1 法的諸概念の定義と「秩序化」

5.1.1 プラグマティズム的な定義としての「法＝主権者命令」説

5.1.2 「義務」、「権利」、「正義」、「自由」の定義

5.1.3 「法の科学」における形而上学＝論理学としての「普遍的法学」

5.2 犯罪の自然的分類

5.2.1 法の「刑法的部分」と「民法的部分」

5.2.2 違反行為の「自然的分類」

第6章 ベンサムの人権宣言批判と「自由な国家」の構想

6.1 人権宣言批判の諸論点

6.2 人権宣言批判の核心

6.3 功利性の原理と「自由な国家」の構想

第三部 ベンサムの民主主義理論と「言葉の戦争」

第7章 幻惑と謬論

7.1 「シニスター・インタレスト」と「幻惑」の発見

7.2 『謬論の書』における「言葉の戦争」

7.2.1 政治的謬論との戦い

- 7.2.1.1 「権威の謬論」との戦い
- 7.2.1.2 「危険の謬論」との戦い
- 7.2.1.3 「遅延の謬論」との戦い
- 7.2.1.4 「混乱の謬論」との戦い
- 7.2.2 謬論が普及する政治的・社会的背景
- 7.2.3 謬論の生成・普及のメカニズム
- 7.2.4 「言葉の戦争」の困難さ

第8章 幻惑とデオントロジー——ベンサムの私的倫理論の発展

- 8.1 私的倫理という問題
- 8.2 初期の私的倫理論
- 8.3 「イデオロギー」としての実定道德
- 8.4 『デオントロジー』と『一覧表』における私的倫理の構想
 - 8.4.1 「デオントロジスト」と後期私的倫理論のアウトライン
 - 8.4.2 〈道德言語の批判と改革を通じた実定道德の脱幻惑化〉という企て
 - 8.4.2.1 幻惑による実定道德の墮落
 - 8.4.2.2 言語を濫用する独断主義者たち
 - 8.4.2.3 幻惑の所産としての「言語の不完全さ」
 - 8.4.2.4 道德的・心理学的諸概念の再定義
 - 8.4.2.5 〈動機の善し悪し〉という誤った観念
 - 8.4.2.6 動機に関する批判的・感情喚起的な呼称に対する批判
 - 8.4.2.7 行為の動因の一覧表
 - 8.4.3 〈魅力的な功利主義像の提示を通じた実定道德の適正化〉という企て
 - 8.4.3.1 「容易になった道德」としての功利主義
 - 8.4.3.2 功利主義における〈徳の理論〉
 - 8.4.3.3 〈善行⇌慎慮〉論の必要性
 - 8.4.3.4 「他者に関わる慎慮」、「共感的サンクション」、「一般好意基金」
- 8.5 統治功利主義から包括的功利主義へ

第9章 『憲法典』の民主主義理論と多数者専制問題

- 9.1 『憲法典』における代議制民主政体の構想
- 9.2 代議制民主政体の正当化論と「シニスター・インタレスト邪悪な利益」をめぐる問題
 - 9.2.1 功利主義的正当化の諸形態
 - 9.2.2 普遍的利益・シニスター・インタレスト特殊的利益・シニスター・インタレスト邪悪な利益
 - 9.2.3 「シニスター・インタレスト邪悪な利益」をめぐる問題
- 9.3 「立法権の全能」をめぐる問題
- 9.4 世論法廷と私的倫理論

結論

[3] 各章の概要

序論は、本論文の目的・意義、先行研究の状況、本論文の構成について、それぞれ簡潔に述べている。

第一部は、3章から成っていて、ベンサム思想体系の哲学的基礎を明らかにしている。①、言語論と論理学、②、快樂主義心理学、③、功利主義倫理学の三つの要素がその哲学的基礎を構成するとして順次究明し、次いで、ベンサム言語論の成立について思想史的考察を行っている。

第1章は、ベンサムの哲学的基礎の核心をなす言語論と論理学を取り上げ、先ずベンサムの言語論の内容を認識論的視点から分析し、それに基づいて展開される論理学で提示されている科学方法論を考察している。本章は、ベンサムの言語論の特徴を明らかにするため、その大部分を使って、パラフラシス論、「実体の分類」、「現実的実体とフィクション的実体の関係性」、「認識の発展とフィクションの関係性」、「言語の論理的歴史」などの問題をかなり詳しく論じ、その上で、ベンサムの言語論が、17世紀以来支配的だった表象主義的な言語論ではなく、道具主義的、より適切にはプラグマティズム的な言語論だったという。また、そうした言語論によって、フィクションの創造を通じた、実在世界についてのより有用な表象の構築に最も重要な特徴を認めるベンサムの科学方法論が導かれたという。

第2章は、ベンサムの快樂主義心理学と功利主義倫理学の内容をそれぞれ詳細に考察し、その上で両者の整合性を検討している。第1節では、快樂主義心理学を取り上げ、「快苦に対する従属」の意味、ベンサム心理学の利己主義的性格、人間行為の動機の多様性、「最良の判定者」テーゼなどを吟味し、第2節では、功利主義倫理学を取り上げ、ベンサムが影響を受けたヒュームの功利主義との違い、ベンサムの「功利性の原理」に敵対的な諸原理に対する批判などを検討している。そしてそれらを踏まえ、第3節で、ベンサムの心理学理論と倫理学理論の整合性を問い、それが「利益の融合」や「利益の自然的一致」ではなく、法律を主要な手段とする「利益の人為的一致」だったことを明らかにしている。

第3章は、第1章—第2章も含めてよいかもしれない—の「補論」ともいえる章である。本論文は、ベンサム思想体系の哲学的基礎の核心を言語論に置き、それに基づき論理学が、更にその上に心理学や倫理学が構成されていると捉える。つまり、第1章で考察した言語論により説得力を持たせるため、ベンサムが独自の言語論を築くに至った思想史的背景を探求したのが本章である。具体的に扱っているのは、ベーコン、ロック、コンディヤック、トゥックで、これらの中で最もベンサムの言語論に影響を与えたのはコンディヤックであり、ベンサムは彼の哲学に胚胎していたプラグマティズム的な洞察を、自らのフィクション論と接合させ、プラグマティズム的な言語論を作り上げたという。

第二部は、3章から成っていて、2つの問題、即ち、1、ベンサムがいかなる方法に基づき、「法の科学」を構築し、どのような「法治国家」を目指していたのか、2、そのような企画が

いかなる形で、ベンサムの哲学的基礎によって支えられていたのか、を考察している。これらの問題を、第4章、第5章では、「法の科学」の分析、コモン・ロー批判を通して、第6章では、フランス人権宣言批判を通して、それぞれ究明している。

第4章は、先ず第1節で、ベンサムがいかなる理由で「法の科学」の構築を志すようになったのかについて確認をし、第2節では、功利主義倫理理論、功利性の原理に基づいて展開した批判的法学—普遍的法学とともに「法の科学」の二大部門—の内容を概観し、どのような制定法を理想的な法とみなしていたのかを明らかにし、第3節において、何故ベンサムはコモン・ロー理論を批判したのか、そしてその批判に投影されている理想的な法治国家像を考察している。以上の考察から、ベンサムの立法論・法治国家論が功利主義に立脚しながらも、リベラルな性格を有していることが明らかにされ、その理由を、「期待の安全」を基底に置く人間観と、人間の知識や判断の可謬性を強調する認識論に認めている。

第5章は、前章のコモン・ロー批判を踏まえ、第1節では、ベンサムの普遍的法学において、法学上の基礎的諸概念がどのように定義されているかを吟味し、それがプラグマティズム的な再定義であること、また、法の科学の形而上学である普遍的法学が、窮極的には、法や統治に関する新たな思考枠組みを提示したものであることを明らかにしている。第2節では、批判的法学と普遍的法学が重なり合う部分に位置する「違反行為の分類」に注目し、何故その作業を重視し、いかなる方法論でそれを行ったかを考察し、それが法体系の一貫性、明晰性、包括性の鍵となること、また実在世界に関するより有用な表象の構築を企て遂行したものであることを明らかにしている。

第6章は、ベンサムの自然法論批判を、フランス人権宣言を批判した『大げさなナンセンス』に依拠し考察を加えている。自然法論は、「あるべき法」とされる自然法を、「ある法」である実定法の指導・統制原理とする法理論で、フランス人権宣言も、そうした自然法の内容を具体的に実現するものとして起草された。第1節、第2節では、上掲書で行っている中心的な批判点を扱っている。それによると、フランス人権宣言に体现されている自然法は、理論的に種々の誤謬や混乱を含んでいて、実定法の指導・統制原理としては「無力」であるばかりでなく、政治社会に混乱やアナーキーをもたらすという意味で有害であるという。第4節は、批判的法学が暗に前提とする「あるべき法」は、具体的な議論を通じて模索されるべきもので、それがベンサムの構想する「自由な国家」の一部をなしていると論じている。

第三部も、3章から成っていて、1800年代末期以降のベンサムに焦点を当て、法律上、政治上、道徳上の改革を同時に行う包括的な社会改革理論の構築と実践に向かった理論的経路を明らかにするため、同時期に展開した政治言説論、私的倫理論、憲法理論の内容を考察している。

第7章は、先ず第1節で、ベンサムが1880年代末以降、支配階層のシニスター・インタレストと、それを追求する上で支配階層が利用している「幻惑」という社会メカニズムの発見を契機として、相互に密接に関係する2つのプロジェクト、即ち、①、シニスター・インタレストの発生を防ぎうるような政理論・国制理論の構築というプロジェクト、②、シニスター・インタレストの維持・促進に資する「幻惑」の打破、その制度的基盤の解体というプロジェク

ト、に同時に取り組み始めたことを確認。第2節では、②のプロジェクトの一環として書かれた『謬論の書』を取り上げ、先ず、統治の決定にかかわる討議の場で使用されがちな四種類の「政治的謬論」、即ち、「権威の謬論」、「危険の謬論」、「遅延の謬論」、「混乱の謬論」に対するベンサムの批判を概観し、続いて、そうした謬論が普及する政治的・社会的背景や、謬論の生成・普及のメカニズムについてのベンサムの考えを検討し、最後に、「言葉の戦争」の難しさに触れ、ベンサムが各種謬論を論駁する際に自ら謬論に手を染めたのは、いわば「毒を以て毒を制す」であって、『謬論の書』に見られる齟齬にも関わらず、根底では「整合性」を保っているという。

第8章は、『行為の動因の一覧表』と『デオントロジー』の二著作を取り上げ、そこに展開されている新たな私的倫理論を分析している。シニスター・インタレストと幻惑を発見した直後の1810年代、ベンサムは私的倫理論の再構築を企て、嘗て素描した私的倫理に再び注目し、上の二著作の中でそれを大幅に改良し詳細に展開している。第1節では、私的倫理が1780年の『序説』でどのように捉えられていたかを明らかにし、第2節で、初期私的倫理論の骨子を概観し、ベンサムが実定道德にまだかなり楽観的な見解を抱いていたことを確認している。第3節では二著作の結論を先取りし、二著作は実定道德に対するベンサムの不信の念が随所に出ている、それをマルクスのように表現すれば、実定道德は邪悪な支配体制を支えるイデオロギーとして機能していることを主張しているという。第4節で、二著作が詳しく分析されている。二著作は密接に関連しているが、『行為の動因の一覧表』が主として実定道德の脱幻感化の役割を担っているのに対して、『デオントロジー』は実定道德の適正化という役割を担っている。最初に、前者を主な素材として、道德言語の批判と改革を通じた実定道德の脱幻感化という企てについて、そしてその後、後者を主な素材に、魅力的な功利主義の提示を通じた実定道德の適正化という企てについて、それぞれ極めて詳細に明らかにしている。最後の第5節では、その表題が示すように、1800年代末を期に、それ以前の法律改革を通じた社会改革理論=統治功利主義を説いていたベンサムが、法律、政治、道德の三つの改革を同時に志向する社会改革論=包括的功利主義を唱えるようになったことを論じている。そしてその転向に伴い、J・S・ミルがそれを批判したことを取り上げ、その転向が実は統治功利主義者としてのベンサムの政治戦略上の判断だった可能性を示唆している。

第9章は、ベンサムの憲法理論を、1、代議制民主政体を正当化した論理は何であったか、2、「立法権の万能」による権力濫用を防ぐためいかなる制度を用意していたか、という観点から考察している。第1節では、『憲法典』でベンサムが提案している理想の代議制民主政体を概観するとともに、J・S・ミルやシュンペーターなどの批判を述べ、第2節では、先ず、功利主義に基づく代議制民主政体がとる諸形態を扱い、ベンサムのそれがジェームズ・ミルなどの違い、「人民に対する統治者のアカウンタビリティを確立するための制度」だったとし、次に、普遍的利益、特殊的利益、シニスター・インタレストの三つの概念について説明し、最後に、シニスター・インタレストの問題を論じている。第3節は「立法権の万能」をめぐる問題を取り上げ、ベンサムの憲法理論は構成権力によって行使される議員の任用・解任・懲罰機能を中

核に据えた諸制度を備えてはいるが、そうした制度は、立法府による権力濫用から個人を保護する仕組みを備えていないという。そして第4節で、ベンサムは憲法理論が多数者専制を回避できるどうかは、世論法廷の構想の成否に依存していて、その成功は私的倫理の伝道者であるデオントロジストや啓蒙思想家たちの仕事にかかっていると論じている。

[4] 分析と評価

〈序論および各章の分析と評価〉

序論。(先行研究について) 先行研究のサーヴェイは、「参考文献」にあるように、ベンサムに関しては、オグデンからクインまで渉猟しており十分な水準にあるが、言語論については、R・ローティに多くを依拠していて、そうであればソシュールや現代の認知科学、脳科学にも少し言及があってもよかったのではないかと感じる。先行研究に対する評価としては、現代の最も代表的なベンサム研究者のスコフィールドを典型とするラッセルや論理実証主義者の「真理対応説」や「基礎づけ主義」への明確な反対の立場を示す。プラグマティスト的評価についてはC・ラヴァルや船木亨など適切に紹介しているし、また18世紀啓蒙と功利主義・言語論との必然的関連を久保昭博の議論に言及して論じていて、妥当で公平である。

(テキストについて) 本論文の課題の関連するベンサムの著作、草稿類のテキストの利用は、ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドンのベンサム・プロジェクトから刊行中の『著作集』だけでなく、関連する過去のテーマ別の著作や『著作集』まで網羅していて評価できる。論文の内容に関しては、執筆者の主張を支えるテキストによる傍証は説得的である。しかし、ベンサムは時に状況に応じて、以前と違ったあるいは反対の言説を示すことがあるので、そのことをどこかで示しておくべきではなかったか。また、言語論を科学方法論と論じている点で、その適用として心理学や倫理学の領域の検討はあるものの、言及はされてはいるが宗教論と経済学の領域へのまとまった検討がなされていないのは残念である。前者はスコフィールド編の『存在論・フィクション論』、後者はスターク版『経済学著作集』である。何れも、執筆者の立論に対応する方法論的議論が主要な内容であり、スコフィールドによる「基礎づけ主義」的ベンサム評価や、スタークにより科学の方法として徹底した帰納法を主張しているとまとめられている点において、もう少し対峙して欲しかった。全体的に経済理論への言及が少なく、ベンサムの言語論に最も大きな影響を与えたといわれているコンディヤックは経済学者でもあったので、もっと経済や経済理論の議論もあってよかったのではないかと感じる。

第一部

第1章。本論文で理解されているプラグマティズムはローティに依拠し過ぎではないか。ローティなどが依拠した共同体の重要性か哲学的正当化の承認かという選択的問題設定は、誤った二分法によっているといった議論もある(伊藤邦武『プラグマティズム入門』)。ベンサムの科学観、科学方法論として議論されているのは、認識論ではないか。本論文のベンサム言語論のプラグマティズム的含意は、執筆者のいうフィクションを通じての實在に関するよりよき表象の構築にむかっただけの一環としてある。そしてそれが、「ベンサムの見解は、『超越論的カテゴ

リー』に関するカントの見解を彷彿させるものである」といい、「人間の言語使用こそが実在世界を一現にわれわれがそれを経験しているような形に一文節化・組織化しているのである」とまで言い切っているが、そこまでいえるのかいささか疑問である。確かに、ベンサムはそこでは、認識とは対象を構成することだというカントに極めて接近しているが、果してそういえるか。功利性原理の世俗性、即物性、此岸性とカントの間には、あるいはイギリス経験論とドイツ観念論の間には、もっと大きな懸隔があるのではないだろうか。この問題は、科学方法論との関連では、快樂と苦痛を基礎とした幸福観といわゆる *eudaimonia* としての幸福観との相違、そして何故、カント的世界と最も遠くにあるような（新古典派）経済学に最も親近性を持つのがベンサムの功利主義なのか、分かりにくい。

第2章。W・オッカムにまで遡るイギリス経験論の系譜における主要な課題は、「普遍概念の拒絶」というノミナリズムの立場の徹底ということであるから、ベンサムに見られる帰納法が科学という知的営為の手続きの出発点であることが見えてこない。これは、第二部で扱われているベンサムの自然権批判の方法論的根拠そのものである。71頁のベンサムに関する議論は、ムーアのいう「自然主義的誤謬」を犯していないのかどうか？ホブズはエピクロスの影響を受けたといわれるが、ベンサムはどうだったのか。ケインズは後年、ベンサムの功利主義倫理を「近代文明の内部を蝕む」ものと批判したが（『若き日の信条』）、他方では、ベンサムが命名した政府の *Agenda* と *Non-Agenda* の区別（『自由放任の終焉』）は受け入れている。

第3章。ベンサムが高く評価をしたにも関わらず、先行研究者が必ずしも重視してこなかったトウクを再評価していて評価できる。ローティのプラグマティズム的言語論を受け入れ、それを尺度として考察していて分かりやすい整理となっている。またベンサムの科学方法論の4つ目の特色として最初に挙げられている「量化」ないし「数学的手法」が、啓蒙の科学主義との関連で思想史的考察の中に十分に登場してこない。本論文も指摘している幸福計算に対応する側面だが、この点でコンディヤックを取り上げるなら、エルヴェシウスやベッカリアへも相応の言及が欲しかった。経済理論における「利益の自然的一致」と法理論における「利益の人為的一致」の間に齟齬がないというのは、経済理論が法理論に包摂されているということなのか。スタークは、ベンサムの思想の根底に社会的平等の概念があったからだといって、ベンサムの議論を擁護しているようであるが。

第二部

第4章。ベンサムの功利主義は少数者の自由や権利を犠牲にすると批判したロールズに対し、そのままの形では、ベンサムの功利主義立法論には当てはまらないという議論は妥当であろう。言語論と立法論の結合について、第2章の言語論と快樂主義・功利主義の結合と同様、執筆者の解釈に基づく説明は打ち出されてはいるものの、例えば121頁の説明はベンサムのテキストによる裏付けが若干弱いのではないか。ベンサムは功利主義思想をエルヴェシウスから、言語論をコンディヤックから影響を受け、独自の思想を構築しているといえるが、しかしエルヴェシウスとコンディヤックの依って立つ思想は著しく異なっており、前者は合理主義者、後者はロックに近い経験主義者であって、それ故、両者の思想を統合することはかなり難しいはずで

ある。I・バーリンは、①、ベンサム的重要な思想が殆どエルヴェシウスに由来している、②、エルヴェシウスの徹底した合理主義は、自らが批判した「無知の専制」を「理性の専制」へと導く、何故なら、エルヴェシウスの功利主義思想に基づいて理想的な国家を建設しようとするれば、人間一人一人の幸福・不幸は異なるので調整しなくてはならず、そのためには万能の「立法者」が必要で、すべての人がその立法者に従わなければならなくなり、各人に「自由」の余地がなくなるからだ、といている（『自由とその裏切り者』、2002）。①は本論文によって反証されていると思われるが、②はどうか。ベンサムはエルヴェシウスの功利主義思想は受け入れたが、その危険性については認識していたか。ともかく、ベンサムは「期待の安全」保障という考えを持ち込んで、エルヴェシウスの立法者とは違う立法者を描いている。本論文も指摘しているように、「期待」という精神作用は、時間、過去、未来、原因、結果といった概念の存在を前提とする。もし例えば、原因と結果の関係に、合理主義者のように必然的関係を要求するものであれば、ベンサムの立法者のイメージはエルヴェシウスの立法者と重なることになりはしないか。ベンサムにまとまった因果論はあるのか。執筆者は、ベンサムのいう期待の精神作用もその言語論に支えられているといているので、重なってはいないということらしいが、そうなるとエルヴェシウスのベンサムへの影響はかなり限定されていることになり、それはベンサム自身の発言と違うことになりはしないか。寧ろ、コンディヤックの影響の方が大きかったということになるようにも思える。

第5章。機能主義的言語論、快樂主義的人間像、法・主権者命令説などの理論のイングラントにおける先駆者はT・ホブズだが、そのあたりの思想史的考察が少し欲しかった。ベンサムは「法は自由を侵害する」と主張しているが、ハイエクによれば、そうした主張はロック、ヒューム、A・スミスなどイギリス経験主義の伝統にはなく、大陸合理主義＝設計主義の一種であるという。だが一方で、ベンサムは自由を「強制のない状態」と消極的自由を説いていて、これはイギリス経験主義の自由論と重なっている。ハイエクは自由を「恣意的強制のない状態」と定義している。問題は、ベンサムの法や自由の概念が、自身の「法・主権者命令説」と結び付く時、命令が強制にならないかということである。ベンサムの法・主権者命令説に対するハートの批判の誤りについての本論文の議論は妥当と思われるが、ベンサムの法・主権者命令説（説得的定義）にも、上のような疑問は残る。ベンサムはやはり特別な能力が付与されている立法者をイメージしているようである。だが、現実の立法者にそうしたことを望むことは無理で、恣意的な強制を強いることをすべて排除することはできない。寧ろ、恣意的な強制を排除し個人の自由を保障するのが法であり、従って法と自由は対立しないのでは。また、法・主権者命令説はその性質上、一定の国家や地域における議論だから、ベンサムは同説と国際法—international law はベンサムの造語ともいわれるが—の関係はどう捉えていたのか。恐らく、ベンサムは自身の「パノミオン」の世界的普及や「共通裁判所」の設置などを通して、両者の関係を連続的にイメージしていたのだろうが、果してどうか。自然法（的なもの）の存在を仮定した方が、国内法と国際法の関係の連続性、重層性を捉えることが出来るのではないか。

第6章。ベンサムは自然権を自然法から想像によって不可避免的に導かれるものと考えていた

のか。自然法は古代ギリシア以来、常に説かれてきたが、自然権は、時に僅かにその派生的なものとして主張されただけで、自然権が独自の存在理由を持つようになったのはホッブズあたりからではないか。従って、自然権批判は直ちに自然法批判には繋がらないと思うが、本論文でのベンサム自然法批判は、すべての自然法を批判しているかのような印象を受ける。自然法は神学的、形而上学的・・・と実に多種多様あり、その中には無力で有害なものもあるようだが、だからといってそのすべてを否定してもよいのか。例えば、18世紀のヒュームの自然法や現代ではL・フラーの自然法は極めて現実的であり、実定法に対し有益な指導理念となっている。ベンサムが批判するフランス人権宣言の中にも、罪刑法定主義の原理的規定（第8条）といったものも見られ、罪刑法定主義はベンサムの法理論とは重なり合うはずである。ベンサムは罪刑法定主義についてはどう考えていたのか。ベンサムが影響を受けたベッカリアにも罪刑法定主義は見られるし、罪刑法定主義そのものも自然法思想の流れの中で規定されるようになったともいわれる。

第三部

第7章。表記について、「シニスター・インタレスト」、「^{シニスター・インタレスト}邪悪な利益」、「邪悪な利益」と、色々な表現がされているが統一した方がよいのでは。ベンサムとマルクスの類似性についてのハートやディンウィディの議論を受け、「もしもマルクスがベンサムの幻惑理論について知る機会があったとすれば、彼のベンサム評価はやや異なる様相を呈していたであろう」と論じているのは面白い。「混乱の謬論」の一つ「権力の均衡」は、ベンサムの混合政体論批判への言及と見てもよいのか。「目的は手段を正当化する」の議論はマキアヴェリズムへのベンサムのコミットと認められるのかどうか。一般的には、「目的は手段を正当化する」という考えには、自由主義者は懐疑的といえる。

第8章。心理用語・道徳用語の機能主義的な再定義や功利主義道徳の内容を消極的禁止命令としているなど、ホッブズとの共通性が認められるが、そうした点でホッブズの影響はあったのか。ベンサムは起業家（projector）の役割についてポジティブに評価しているが、スミスはネガティブにしか評価していない。この点でも、両者の考え方の違いが明瞭に出ていると思われるので、より詳しく論じてもよかったのでは。功利主義道徳の「習慣づけ」の強調に、アリストテレスの徳論との形式的共通性が認められるがどうか。ベンサムは功利主義道徳を「義務論」ではなく、「目的論」として捉えていたといえるかどうか？ ベンサムは「最良の判定者」テーゼを大きく修正しているが、修正されたテーゼはスミスの考え（公平な観察者）に近くなったように思えるが、どうか。この修正については、本論文も「重大な修正」と認めているように、もっと詳細に論じてもよかったのではないか。

第9章。ベンサムは違憲審査制の採用を否定したと述べられているが、どこの国のどのようなものをイメージして議論しているのか、具体的に示して欲しかった。ベンサムの代議制民主政体構想に反対したJ・マッキントッシュ、J・S・ミル、J・シュンペーターの議論を紹介しているが、歴史的背景を含めてもっと詳しく扱ってもよかったのではないか。ここで、マッキントッシュの批判は、アレヴィの『哲学的急進主義の成立』に依り要約されているけれども、

この箇所も含めて、本論文では、同著がしばしば言及されているが、同著は少なくとも二十世紀前半までのベンサム研究の最高峰と称されたものである。執筆者が同著を全体としてどのように評価しているのか、少々知りたい。本論文の目次構成や中心的な主張が、スコフィールドの *Utility and Democracy* (2006) に類似している部分がある。例えば、言語論と論理学がベンサム功利主義の基礎であるという主張、18世紀のベンサムから19世紀のベンサムへの移行は急激になされたのではなく、シニスター・インタレストへの着目とともに複雑なプロセスを経て徐々になされたという主張、ベンサムがシニスター・インタレストへの懸念ゆえにリベラル・デモクラシー寄りの政治制度論を構想したという主張は、何れもスコフィールドの著書に見られるもののようである。ベンサム思想を体系的に再構成する際の本論文の視点上のオリジナリティはどこにあるのか。

〈公聴会での質疑応答〉

公聴会での審査員の質問と執筆者の応答は以下の通りである。

質問：ベンサム思想のプラグマティズム的性格を論ずる上で、ローティに依拠し過ぎではないか。より積極的なプラグマティズムの定義が欲しかった。『ベンサム経済学著作集』を編纂したスタークは、ベンサムの科学方法論の特質として「帰納法の重視」に注目しているが、この点、どのように考えているか。「フィクショナルの実体」に関するベンサムの見解が、「超越論的カテゴリー」に関するカントのそれに類似しているというが、ベンサムとカントの哲学・世界観は全く対極にあるのではないか。

応答：本論文では、ベンサムの認識論に関する支配的な解釈を斥けることに先ずは力を注いだため、ベンサムをプラグマティストと規定するための論証がやや手薄になった。この点は、現在執筆中の論文で補いたい。その中で、ベンサムの思想をJ・デューイのそれと比較し、ベンサムのプラグマティズム的性格をより明確にするつもりである。スタークは同じ論文の中で、ベンサムのプラグマティズム的性格にも注目しており、本論文の解釈との間に矛盾や対立はない。ベンサムはベーコンと同様、演繹的な論証を過度に信頼するアリストテレス論理学に批判的で、実験と観察に立脚した帰納法を科学の方法として特に重視していた。ベンサムとカントの世界観はまるで違っており、例えばカントにおける「物自体と現象の区別」など、ベンサムは、素朴実在論に立っているのだから、決して認めないと思う。当該部分では、ベンサムの「フィクショナルの実体」の理論的地位が、カント哲学における「超越論的カテゴリー」のそれに相当するという趣旨をスラヴォイ・ジジエクが指摘していて、本論文の「フィクショナルの実体」という概念の解釈の説明に資すると思い、そうした言及をした。

質問：「現実的実体」は「フィクショナルの実体」に対して存在論的・認識論的優越性を有している訳ではないと指摘されているが、果してそうか。個々の事物の存在に関する妥当性は、究極的には快苦の知覚によって検証可能だとベンサムが考えていたのであれば、やはり彼は快苦という「現実的実体」を知識の基礎とみなしていたのでは。そうであればベンサムの認識論は「基礎づけ主義」とはいえないか。ベンサムは自然科学についてはどのように考えていたのか。

応答：ベンサムは「現実的実体」という概念を様々なレベルで用いており、個々の事物とい

う「現実的実体」はその事物に備わる各種属性という「フィクション的実体」なしには認識されえないと考えていたし、その限りにおいて、「現実的実体」が「フィクション的実体」に対して存在論的・認識論的優越性を有しているとは考えていなかった。ベンサムは認識論が「基礎づけ主義」かどうかについては、今後検討したい。ニュートンのことを、力学における偉大な「発明者」と呼んでいるように、自然科学も道徳科学と同じように、「語および語が指示する観念の体系の発明」を通じた「実在世界に関するよりよき表象の構築」をその本質とする営み、と考えていたと思われる。

質問：「プラグマティック」という言葉は、言語論との関連では、いわゆる「語用論」と「ホップズ的な機能主義的言語論」という異なる2つの意味合いで解釈されうるように思うが、ベンサムの言語論はそのどちらなのか。一般に功利主義倫理学理論は、他の倫理学理論との対比において、その帰結主義的な側面と目的論的な側面を指摘されがちだが、ベンサムの功利主義には目的論的な側面もあるのか。

応答：ベンサムは、オースティンの言語行為論や後期ウィトゲンシュタインのように、ある言葉の日常的・実践的な用法に本来の意味を見出す発想をとらない。ベンサムは日常言語は矛盾や混乱に満ちていると考えていたので、多くの言葉は、とりわけ法や統治に関わる用語は、その意味を明確に、より有用な仕方で、再定義されるべきだと考えていた。その意味で、ベンサムは明らかに、「ホップズ的な機能主義的言語論」に与していると考えられる。ベンサムは人生の目的や目標は人によって様々であると考えていた。そして、法や統治の第一義的な目的は諸個人の多様な目的追求が深刻な利害対立やアナーキーを生まないよう、それらの交通整理を行うことにあると考えていた。従って、ベンサムの功利主義は、共通善の実現を究極目的とみならずコミュニタリアニズムのような目的論的性格は帯びていないと思う。

質問：「19世紀の初めにベンサムは民主主義者となった」、あるいは『憲法典』ではベンサムの民主主義憲法理論が提示されている」という場合に、何をもって「民主主義」という言葉を用いているのか。例えば、『憲法典』で示されている選挙制度は普通選挙ではなく、あくまで制限選挙であり、その意味で「非民主的」ともいえそうだが。

応答：ベンサムは、統治者をはじめとする支配階層の「シニスター・インタレスト」を発見したことで「民主主義者」になったといわれる。その場合、ベンサムが「民主政体」の本質的要素とみなしていたのは、統治者たちのシニスター・インタレスト追求を防止することに役立つ「統治者の被治者に対する依存」にあったといわれている。それ故、本論文でも、その点を「民主主義」のメルクマールとみなす観点から、この語を使った。

質問：ベンサムの「法=主権者命令説」は一国家における議論だが、その場合、ベンサムはその説と国際法との関係をどのように捉えていたのか。今日のように、法的空間が国内法—地域法—国際法という連続性、重層性を有する状況下で、ベンサムの「法=主権者命令説」はどこまで有効であり得るか。

応答：ベンサムは、一国家の主権が諸外国との間に結ばれる条約によって、あるいは、当該国家の被治者と統治者の間で交わされる約束などによって制限を受ける可能性を認めていた。

その点は、ハートも評価している。従って、そのようなベンサムの「法=主権者命令説」は、法をめぐる今日のような状況下でもある程度の有効性を保持し得るのではないかと思われる。

〈全体の評価〉

本論文の目的は、ベンサムの言語論と論理学をベンサムの哲学的基礎の核心に据えることによって、複雑なベンサム思想を統一的に捉えるとともに、ベンサムに対する従来の解釈や批判の再吟味を通してベンサム思想の実像を明らかにすることにあつたが、何れも精緻な分析と客観的な議論によって、所期の目的を十分達成しており大いに評価できる。前者については、錯綜しているベンサムの諸理論の関係が立体的・構造的に、即ち、言語論と論理学が哲学的基礎の核心に位置づけられ、その上に心理学理論と倫理学理論が哲学的基礎として築かれ、そしてその上に法理論や政治理論が構築されている、と捉えられている。ただ、ベンサムの思想の中でかなり大きな部分を占めていると思われる宗教論と経済理論の位置づけが不明瞭であり、特に経済理論については、法・立法理論との関係だけではなく、経済理論自体についても、もう少し議論してもよかつたのではないか。後者については、ベンサム思想の構造が捉えられ、言語論、論理学のプラグマティズム的性格が、その他の法理論や政治理論などにも浸透していることが解明されたこと、新版『ジェレミー・ベンサム著作集』の刊行によって文献上の問題がかなり解決されたことなどによって、これまでベンサムに対してなされてきた解釈や批判が誤っていただけでなく、ベンサムの思想にリベラルで民主的な側面が多く見られることが明らかにされた。ただ、そのリベラルなあるいは民主的な側面を、J・S・ミルやカントなどの思想の先取りであると、やや安易に扱っているところも散見され、そのところはもう少し慎重かつ詳細に論じてもよかつたのではないか。また、ベンサムのテキストに沿った議論において、思想史的文脈や歴史的背景への考察が欠けているため、理解しにくいところも若干見られる。しかし何れにせよ、本論文は、執筆者独自の視点からベンサム思想を体系的に分析しその実像に迫ったもので、これまで研究対象が功利主義や憲法論に絞られがちだった日本における最初の体系的なベンサム思想の研究論文であり、また現代の欧米におけるベンサム研究に対しても独自の貢献を主張し得る十分な資格を有するものと高く評価できる。

以上を総合的に判断した結果、審査員全員一致して本論文が「博士（学術）早稲田大学」の学位に値するものとして、ここに推薦する次第であります。

審査委員

主任審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学社会科学総合学術院講師（専任）

審査員 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

経済学博士 早稲田大学

博士（政治学） 早稲田大学

P h . D . カナダ・ヨーク大学

博士（経済学） 中央大学

古賀 勝次郎

池谷 知明

厚見 恵一郎

吉田 敬

有江 大介